

ルワンダ

## 2016年度 外部事後評価報告書<sup>1</sup>

技術協力プロジェクト「障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」

外部評価者：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 渡邊 恵子

### 0. 要旨

本事業は、ルワンダにおいて障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の技能訓練を通じて障害者の就労と社会参加の実現を促進することをめざし実施された。本事業の計画時及び完了時において、人的資源開発、とりわけ技術職業教育分野の人材育成は同国の重要な政策目標であった。また、計画時及び完了時において障害を持つ元戦闘員及び一般障害者等の社会的弱者支援にも重点が置かれていた。一方、同国における障害者の技能訓練への機会は計画時や完了時においても非常に限られており、障害を持つ元戦闘員の社会復帰を促進するため、医療支援以外にも生産活動を支援する技能訓練の必要性があった。よって本事業は計画時及び事業完了時の同国政府の政策や開発ニーズと整合している。

本事業の目的は、紛争影響国での戦闘員の社会復帰や平和の定着支援を重点課題とする日本の ODA 政策及び技能訓練を通じた人材育成を開発課題の一つとする対ルワンダ援助方針とも整合する。したがって、本事業の妥当性は高い。プロジェクト目標として掲げられた訓練修了生の就労の実現はおおむね達成され、また、上位目標についても、就労による生産活動や、家族やコミュニティとの関係改善を通じて訓練修了生の社会参加が確認された。その他、障害者の技能訓練へのアクセスの拡大、技能訓練センター（以下、「STC<sup>2</sup>」という。）のバリアフリー化の促進、政府の障害者支援政策の強化、障害者エンパワメントのための人材育成、コミュニティの強靱性の向上などの正のインパクトがみられた。よって、有効性・インパクトは高い。

事業期間については計画どおりであったものの、事業費が計画を上回ったため、効率性は中程度である。持続性については、障害者の社会への統合をめざす政策は事後評価時点においても継続している。実施機関であるルワンダ動員解除・社会復帰委員会（以下、「RDRC」という。）を含め、関係機関の技術面には問題はみられなかった。一方、事業効果の継続のためには修了生のフォローアップや追跡調査の実施が重要であるが、その実施体制と財務面において一部課題が残った。したがって、本事業によって発現した効果の持続性は中程度である。

以上より、本事業の評価は高いといえる。

<sup>1</sup> 本事後評価では、ルワンダにおける障害者を対象とした技能訓練が同国の平和構築に与えた影響を分析するため、研究者からの専門的な知見に基づく意見を得た。これら有識者の選定は、外部評価者が提案し、JICA が同意する方法で行われた。

<sup>2</sup> STC：Skill Training Center の略。本事業の対象となった 11 のセンターは、WDA 傘下の職業訓練センター（Vocational Training Center (VTC)）、訓練機能を持つ NGO や当事者団体の訓練センターである。STC はルワンダでは一般的な呼称ではないが、本事業では対象となった技能訓練を提供するセンターを総称して使用している。本報告書においても総称として STC を用いた。

## 1. 事業の概要



事業位置図



技能訓練修了生によるバイク修理組合

### 1.1 事業の背景

ルワンダでは、長年にわたる内戦、1994年の大虐殺及び近隣国との紛争により肥大化したルワンダ愛国軍（RPA、2002年以降ルワンダ国軍（RDF）に改名）<sup>3</sup>の適正規模への縮小と、コンゴ民主共和国へ流出した民兵の動員解除及び帰還の推進が政治、経済、治安的な面から喫緊の課題であった。ルワンダ政府は1997年より「ルワンダ動員解除・社会復帰プログラム（以下、「RDRP」<sup>4</sup>という。）を開始し、2008年のRDRPステージII（RDRP II）が終了するまでに対象となった戦闘員は6万人以上にのぼった。このなかには戦闘により障害を負った元戦闘員が多くいるが、彼らに対する支援は医療支援やリハビリテーション器具の支給に限定されており、障害者に対する技能訓練を実施できる機関もほとんどなかった。国際協力機構（JICA）は、右課題に対するルワンダ政府からの要請に基づき、障害を持つ除隊兵士を対象とした「障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト」（2005年12月～2008年12月）（以下、「先行事業」という。）を実施し、障害を持つ元戦闘員の社会復帰を目的に、技能訓練の提供、技能訓練センター関係者への研修、STCのバリアフリー化を実施し、925人に対し訓練を行った。右事業完了後の2009年度にはフォローアップとしてさらに100人の障害を持つ元戦闘員に対し技能訓練を実施した。

しかし、上記事業ではカバーしきれなかった障害を持つ戦闘員も多く、さらにルワンダには元戦闘員のみならず1994年の大虐殺により障害を負った一般市民、虐殺以外の原因で障害を持つ人々も多く存在し、社会経済活動に結び付くような十分な支援を得られずにいた。このような状況の下、ルワンダ政府は有効な成果を挙げた先行事業を踏まえ、障害を持つ元戦闘員と一般障害者（非戦闘員）がともに技能訓練を行い、就労を実現することで社会参加の促進を図る協力を要請し、本事業が実施されることとなった。

<sup>3</sup> RPA：Rwandan Patriotic Army、ルワンダ愛国戦線の軍事部門。RDF：Rwandan Defence Force。

<sup>4</sup> Rwanda Demobilization and Rehabilitation Program の略。RDRP は世界銀行及び他ドナーによる資金支援を得て実施されている元戦闘員の動員解除・社会復帰プログラム。RDRP は一定期間のステージにわけられ、RDRP I では国軍兵士を対象として開始されたが、2001年からは、軍事費の削減と国民和解の一環として、国軍兵士のみならず、1994年以前の旧政府軍兵士（ex-FAR）と1994年以降ルワンダ国外で武装活動をしている民兵も対象としたRDRP IIを実施した。

## 1.2 事業の概要

上位目標	技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の社会参加が促進される	
プロジェクト目標	技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の就労が実現される	
成果	成果 1	障害を持つ元戦闘員及び一般障害者に対する技能訓練実施に係る環境が整備される
	成果 2	障害を持つ元戦闘員及び一般障害者に対する技能訓練サービスが強化される
	成果 3	障害を持つ元戦闘員及び一般障害者に対する就労支援が促進される
	成果 4	障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の社会参加を促進する関連機関とのパートナーシップが強化される
日本側の協力金額	228 百万円	
事業期間	2011 年 3 月 ～ 2014 年 3 月	
実施機関	ルワンダ動員解除・社会復帰委員会 (RDRC) <sup>5</sup>	
その他相手国協力機関など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治省 (MINALOC) <sup>6</sup> : RDRC を管轄する省庁</li> <li>・ 技能訓練センター (STC) (本プロジェクトで訓練を実施したセンター11 カ所)</li> <li>・ 全国障害者協議会 (NCPD) <sup>7</sup>:2011 年に MINALOC 内に設置され、障害者に関する啓発活動を行う機関。</li> <li>・ 教育省雇用開発局 (WDA) : WDA 管轄の技能訓練センターの規定の設定、カリキュラム開発、認定基準を行う監督機関。本事業の対象センターの選定やカリキュラム開発において連携を行った。</li> <li>・ ルワンダ全国障害者団体連合 (NUDOR) : 民間の障害者団体を統括する組織。本事業に関する意見交換を実施した。</li> </ul>	
我が国協力機関	なし	
関連事業	<p>【技術協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト (2005 年～2008 年)</li> </ul> <p>【世界銀行が管理するマルチドナー基金による支援】</p>	

<sup>5</sup> Rwanda Demobilization and Reintegration Commission の略。RDRC は 1997 年にルワンダ政府により動員解除・除隊兵士社会復帰プログラム (RDRP) を実施するために設置された委員会。当初 RDPR を計画・実施する有期的な機関であったが、2015 年より地方自治省 (MINALOC) 下の恒常的な政府機関の一部となった。

<sup>6</sup> MINALOC : Ministry of Local Government, NCPD : National Council of Persons with Disabilities, WDA: Workforce Development Authority, NUDOR: National Union of Disabilities Organization Rwanda, RCA: Rwanda Cooperative Authority, RHA: Rwanda Housing Authority

<sup>7</sup> RDRC が当初暫定的機関であったため持続性を考慮しプロジェクトに参加していた。主な活動は、「3.4 持続性」にて後述する。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ルワンダ動員解除・社会復帰プログラム ステージ I (RDRP I) (1997年9月～2001年12月)</li> <li>・ ルワンダ動員解除・社会復帰プログラム ステージ II (RDRP II) (2002年1月～2008年12月)</li> <li>・ ルワンダ動員解除・社会復帰プログラム ステージ III (RDRP III) (2009年1月～2017年12月予定)</li> </ul>
--	---

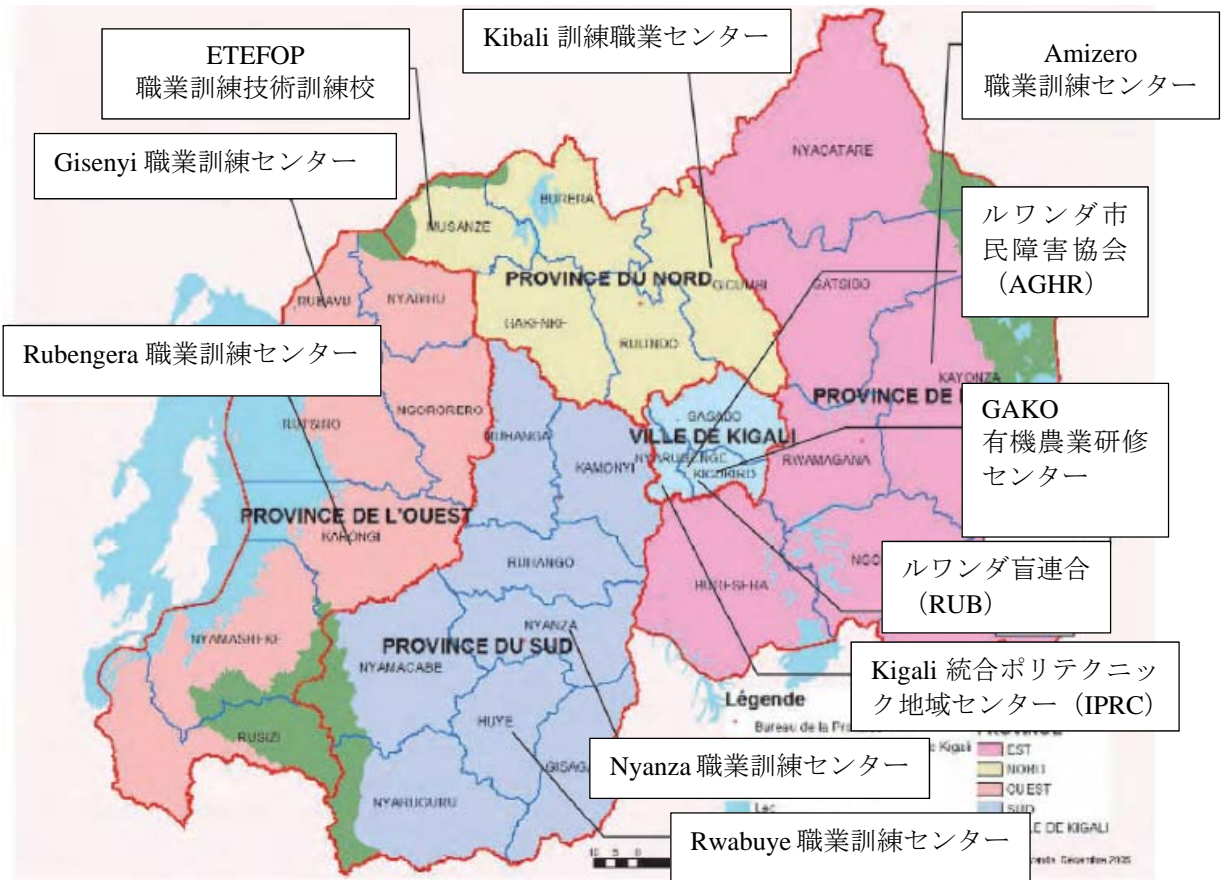


図1 本事業の対象11カ所の訓練センター位置図

(出所) 終了時評価報告書

1.3 終了時評価の概要

1.3.1 終了時評価時のプロジェクト目標達成見込み

終了時評価時点での修了生（2011年度、2012年度）を対象にしたフォローアップ調査で65.7%が訓練修了後6カ月間に訓練で得た技能を活用して収入を創出したと回答していた。目標値である70%にほぼ達成しており、プロジェクト目標は達成されると見込まれていた。

### 1.3.2 終了時評価時の上位目標達成見込み（他のインパクト含む）

訓練生の社会参加に関わる指標がほぼ達成されており、訓練により身に付けた技能により以前よりも自立した形で生活が可能であると考えられることから、上位目標の達成見込みは高いと判断された。ただし、適切なレベルでの継続的な支援も必要であり、啓発活動を通じて社会に対し障害者の認識を更に向上する必要があることが指摘されていた。

### 1.3.3 終了時評価時の提言内容

終了時評価時の提言内容と、事後評価時点における提言への対応状況について表 1 にまとめた。

表 1 終了時評価時の提言と事後評価時点における対応状況

提言	対応状況（事後評価時点）
<b>1. 事業完了時までにはすべき事項</b>	
(1) 関連機関がそれぞれの組織的役割と責任を明確にした出口戦略の策定	実施機関である RDRC 以外には、NCPD、WDA の具体的な出口戦略は策定されなかった。
(2) 実務的なマニュアルとガイドラインの作成	プロジェクトの経験及び教訓を盛り込んだプロジェクト引き継ぎ書（マニュアル）を作成し、合同調整委員会メンバー、主要関連機関に配布した。
(3) 関連機関の各レベルでどのような就労支援が可能か提案をまとめる	具体的な提案書はなかった。
(4) 本事業の活動と成果の広報	合同評価会議で提案された記者会見、ラジオ、TV のライブトークショーなどは実施されなかった。
<b>2. 本事業完了後にすべき事項</b>	
(1) 策定された出口戦略の各関係機関による実施	RDRC は RDRP III の実施に伴い障害を持つ元戦闘員に対して訓練を継続している。また、重度障害を持つ元戦闘員向けのリハビリ・生産総合センター（IRPWD） <sup>8</sup> を設置し、障害を持つ戦闘員への支援を行っている。 上記 1 のとおり RDRC 以外の機関では明確な出口戦略が策定されなかった。なお、NCPD は事後評価時点で国家雇用プログラム（NEP） <sup>9</sup> の実施主体として WDA と協力して障害者への技能訓練を実施しているが、これは出口戦略として計画されたものではない。
(2) 障害者の社会参加に向け、NCPD を中心に強力な啓発活動の展開	NCPD が障害者の登録制度を準備中。事後評価時点においては試行的に首都キガリを中心に障害者登録を実施していた。また、上記のとおり NEP を通じた支援も実施している。
(3) 関係機関による技能訓練修了生に対する就労とビジネススキルの継続的	本事業訓練修了生に対する継続的支援は特に実施されていなかった。

<sup>8</sup> Integrated Rehabilitation and Production Workshop Development の略。詳細については後述する 3.2.2.2 「その他のインパクト」を参照。

<sup>9</sup> National Employment Program の略。NEP は第 2 次経済開発貧困削減戦略（EDPRS 2）で雇用促進が重点項目になっているなか、年間 20 万人の若者の農外雇用を生み出すことを目標に実施されているプログラム。公共サービス・労働省が統括しているが、その他ジェンダー家族推進省、商務省、教育省、NCPD などが実施主体となっている。開始時はスウェーデン政府が 3 年間（2014 年～2017 年）のプログラムとして 1,350 万ドル（約 14 億円）を資金供与（無償）し、その後、フランス、ドイツ、アフリカ開発銀行等がプログラム支援を行っている。EDPRS 2 が終了する 2018 年までは支援が継続される予定。

な支援の実施	
(4) 技能訓練修了生の追跡調査に関わる教育省雇用開発局（WDA）の追跡調査制度の活用	活用されていなかった。

## 2. 調査の概要

### 2.1 外部評価者

渡邊 恵子 （三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）

### 2.2 調査期間

今回の事後評価にあたっては、以下のとおり調査を実施した。

調査期間：2016年8月～2018年2月

現地調査：2016年11月12日～11月29日、2017年2月5日～2月14日

## 3. 評価結果（レーティング：B<sup>10</sup>）

### 3.1 妥当性（レーティング：③<sup>11</sup>）

#### 3.1.1 開発政策との整合性

本事業の計画時及び完了時のルワンダの長期国家開発計画（Vision 2020）において、人的資源分野のなかで技術職業教育に取り組むことが掲げられている。計画時の経済開発貧困削減戦略（EDPRS<sup>12</sup>：2008年～2012年）では、社会保障の柱のなかで、障害を持つ元戦闘員や障害者等社会的弱者への支援の重要性が明記されている。障害分野においては、ルワンダ政府は2007年に障害を持つ元戦闘員に関する法律<sup>13</sup>を制定し、障害を持つ元戦闘員の障害の程度に応じた手当の支給、住居や医療サービスの提供が明記されている。同年、障害者保護法も制定された。2008年12月にはルワンダは国連障害者の権利条約を批准している。

完了時点では、第2次経済開発貧困削減戦略（EDPRS 2：2013年～2018年）において引き続き技術教育・職業訓練の強化を挙げ、また、横断的分野の開発課題として「障害とソーシャルインクルージョン<sup>14</sup>」を掲げ、障害者の社会への統合を目指している。

以上より、本事業の目的は同国の開発政策と整合性があると判断できる。

#### 3.1.2 開発ニーズとの整合性

先行事業では923人の障害を持つ元戦闘員を対象に訓練を実施したが、先行事業でカバーできなかった障害認定を受けた元戦闘員も2,000人以上と多く、こうした元戦闘員に対する訓練ニーズは引き続き高かった。また、ルワンダでは元戦闘員以外の一般障害者への技能訓練への支援や受入機関は非常に限られており、ルワンダ政府は元戦闘員に限らず障害

<sup>10</sup> A：「非常に高い」、B：「高い」、C：「一部課題がある」、D：「低い」

<sup>11</sup> ③：「高い」、②：「中程度」、①：「低い」

<sup>12</sup> Economic Development Poverty Reduction Strategy の略。国家5ヵ年計画。

<sup>13</sup> 2007年1月20日付法令番号 02/2007。

<sup>14</sup> 障害者を社会から隔離排除するのではなく社会の一員として取り込み、支え合う考え方。

者全体に対し訓練を行い、就労を実現したいというニーズが高かった。

完了時においても、動員解除・社会復帰の促進は RDRP III として続いており、障害を持つ元戦闘員がいること、また一般障害者への技能訓練へのアクセスは引き続き限られていたことから、技能訓練に対するニーズが高かった。

したがって、本事業は計画時及び事業完了時点でのルワンダの開発ニーズに合致している。

### 3.1.3 日本の援助政策との整合性

政府開発援助大綱（2003）の重点課題「平和構築」において紛争終結後の国における元戦闘員の社会復帰の重要性が明記されている。日本政府が主導する第 4 回アフリカ開発会議（TICAD IV）（2008）においては、紛争予防、人道・復興支援を通じてアフリカ地域における平和の定着を推進することが表明されている。また、毎年実施されているルワンダ政府と日本との経済協力政策協議において、計画時には、重点分野の一つとして「人的資源開発」を掲げ、開発課題として科学技術教育・訓練を挙げていた。障害者を含む社会的弱者への技能訓練は右開発課題への支援に位置付けられた。

したがって、本事業は計画時の日本の対ルワンダ援助政策と合致する。

以上より、本事業の実施はルワンダの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、妥当性は高い。

## 3.2 有効性・インパクト<sup>15</sup>（レーティング：③）

### 3.2.1 有効性

#### 3.2.1.1 プロジェクト目標達成度

本事業では、図 2 に示すとおり、障害者が訓練できる環境として STC の施設面と技能訓練を行う関係者の理解や能力の促進といった人材面での改善を行い（成果 1）、全国 11 カ所の技能訓練センターで半年程度（コースによりばらつきあり）の技能訓練を実施した後（成果 2）、訓練修了後のスターターキット<sup>16</sup>の配布などさまざまな就労支援を通じ（成果 3）、就労を促進した<sup>17</sup>。また、障害者の社会参加を目的とした関係機関のパートナーシップを強化することができた（成果 4）。各成果はおおむね達成しており（各成果の指標の達成度については別添 1 に記載）、表 2 のとおりプロジェクト目標の指標を達成していることから、「技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の就労が実現される」というプロジェクト目標は達成されたと判断される。各成果とプロジェクト目標の関係は図 2 のとおりである。

<sup>15</sup> 有効性の判断にインパクトも加味して、レーティングを行う。

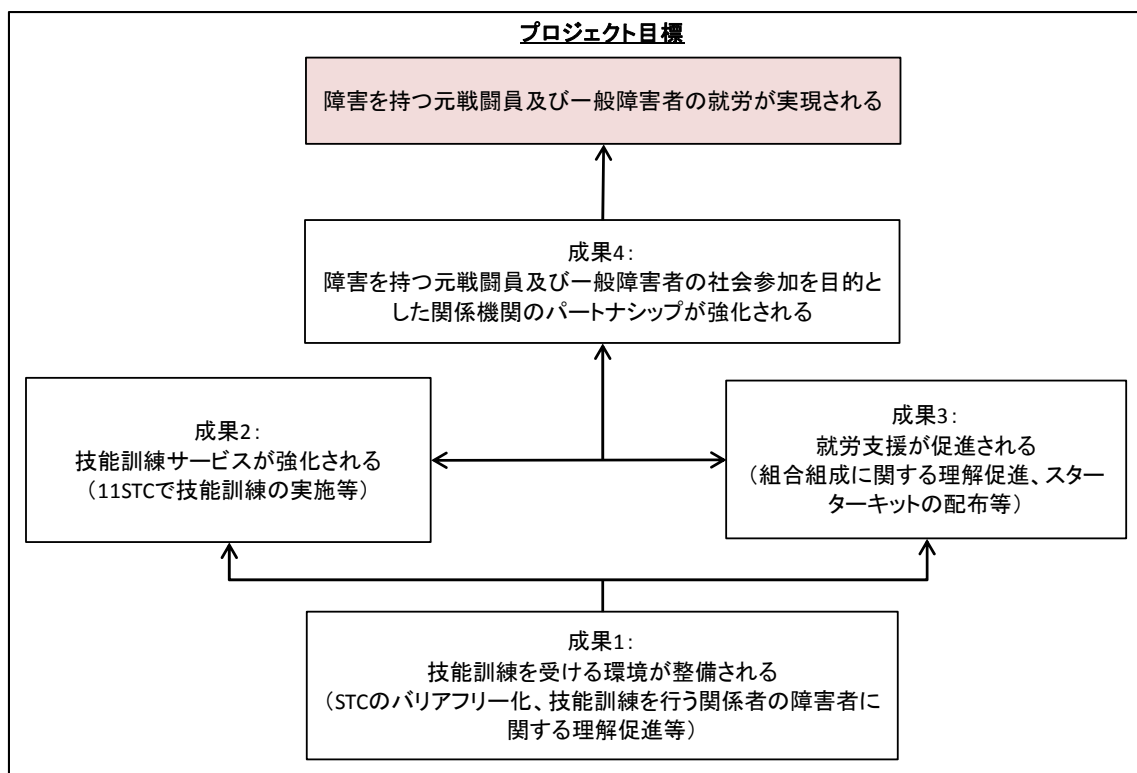
<sup>16</sup> 訓練中または訓練修了後に修了生個人または組合単位に提供される機材で、訓練修了生が仕事を開始できるように本事業が供与する消耗品としての道具類。例えば洋裁コースではミシン、農業コースでは農機具がこれに該当する。簡易な道具は個人に供与し、高価な機材は組合に供与された。

<sup>17</sup> 本事業では就業支援として、組合の組成に関する講義、事業開始に必要なスターターキットの配布、雇用機会に関する情報提供、障害者の理解に関する啓発活動を実施した。

表2 プロジェクト目標の達成度

目標	指標	実績
プロジェクト目標 「技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の就労が実現される」	70%の技能訓練修了生が訓練修了後6カ月間に訓練で習得した技術を活用して収入を創出する	達成 ・2011年度から2013年度まで計3回訓練が実施されたうち、プロジェクトによる2011年度及び2012年度の修了生1,246人のフォローアップ調査によると、91%（回答者数900人のうち818人）が「訓練で得た技術を使って収入を創出している」と回答した。 ・完了時点で、92%の修了生（1,545人中1,414人）が組合を組成 <sup>18</sup> 、または既存の組合に参加し、計473の組合に属していることが確認された。

(出所) 終了時評価報告書、事後評価時のSTCへの聞き取り調査



(出所) 評価者作成

図2 成果とプロジェクト目標の関係図

以下では、プロジェクト目標の達成に貢献した主な三つの要因を分析する。

### (1) 訓練環境の整備

訓練環境の整備として、訓練生やSTCの選考基準や選考方法を確立、バリアフリー化、人材面での整備を行った。

<sup>18</sup> 障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の企業への就職は一般的に難しいため、本事業では収入を得る手段として組合（一定の人数が集まり各自の出資により共同の事業を営むもの）を組成することを促し、最低限必要なスターターキットを本事業が初めに供与することで、生産活動を支援した。組合を結成することで、互助制度がなりたち、効果的かつ効率的な生産活動ができる利点がある。



バリアフリー化については、本事業では対象 10 訓練校内（IPRC を除く）に障害者用のトイレの設置を行ったり、教室へのアクセスをスロープにしたりするなど、障害者用に施設の改善を行った。設計にあたっては、詳細な基準や高い技術・材料を避け、STC が将来的にも独自で実施可能なレベルをめざした。

人材面においては、本事業では訓練校の校長、講師に対し訓練のコース内容や指導方法において配慮すべき点や障害者を受け入れる心構えについてコンサルテーション会議や研修会を行った。事後評価時にすべての STC を訪問した際に、各 STC で本事業に参加した講師へのヒアリングによると、このような事前のコンサルテーションや研修会が非常に有益であったことが確認できた。STC 講師からは、車いすの取り扱い方や精神障害者への接し方など実践的な方法を習得したほか、障害者の訓練や就労があり得ないことではないとの認識が変わったとの回答があった。

よって、訓練生が学ぶために障害となる施設面でのバリアフリー化が行われ、STC 関係者の障害者に対する理解が促進されたことで、訓練をより有効かつ円滑に進めることができプロジェクト目標に貢献した。

## (2) 技能訓練の実施

本事業では、3年間で合計 3 回訓練が実施され、合計 1,545 人が技能訓練を受講し（別添 2、別添 3 を参照）、目標値の 1,400 人を上回った。障害を持つ元戦闘員はそのうち 648 人（認定障害者 296 人、非認定障害者 352 人）<sup>19</sup>、一般障害者は 898 人であった。本事業の対象者選考では RDRC による障害認定を受け障害認定のカテゴリーを持つ元戦闘員が一定程度優先されたが、最終的には筆記試験等の結果に基づいて選別された。一般障害者にとっては本事業による訓練がほとんど初めての技能訓練を受ける機会と言っても過言ではなく、実施機関や各 STC へのインタビューによれば、一般障害者の数が結果的に多かったのは、彼らの応募者数が非常に多かったことが要因と考えられる。障害者への技能訓練の機会が非常に限られていたなか、それだけ一般障害者の訓練需要が高かったことの現れとなった。

訓練内容については、上記訓練校の講師への研修会の結果、訓練方法の改善がみられた。事後評価時の STC への質問票調査の結果、回答のあった 8 校中 6 校が訓練の改善を行ったと回答があった。例えば、足に障害をもつ人用に足踏みではなく手漕ぎの訓練機材が準備された。また、教育レベルが低い人が多かったため、訓練速度を通常より遅くする、補講を行う、手話通訳者を配置するなど、訓練内容や訓練方法の改善があった。このような努力により、事業中に実施した訓練に対する満足度調査の結果は 95.3%（2011 年、2012 年の修了生全 1,246 人への質問に対し、有効回答数 837 人中 798 人が満足と回答）と成果 2 の指標の目標 95%を達成した。

---

<sup>19</sup> RDRC は医師でチームを編成し、自分は障害を持っていると主張する元戦闘員の判定作業を行っている。同判定によって、「認定障害者」と「非認定障害者」を選別し、認定障害者とされた元戦闘員には、カテゴリー 1（重度）からカテゴリー 4（軽度）までに分類している。認定対象者は身体障害者だけでなく、精神障害者も含まれる。

### (3) スターターキットの配布

事後評価時の RDRC、NCPD、STC、修了生へのインタビュー結果によると、ほぼ全員がスターターキットの提供が就労を実現した大きな要因だったと回答しており、キットの配布が重要な役割であったと考えられる。例えば、組合に入っていないくとも建設や電気の訓練を受け、スターターキットで配布された工具を個人で持っていれば、工具を持っていない人に比べ工事現場等で雇われやすい。洋裁にしても組合を組織することで、個人では買えないようなジグザグミシンや編み機など高度な機材が配布され、売上の向上につながった例がみられた。スターターキットは就労のための絶対条件ではないが、障害を持っていることで基本的に就労において一般人より競争力が低く、また障害者の就労に対する社会的認識も低いことが挙げられることから、障害者にとってスターターキットをもっていることはそれらを補うものとして必要であったと考えられる。

	
<p>バリアフリー化で教室へのアクセスをスロープにした Nyanza 職業訓練センター</p>	<p>教室へのアクセス改善のためにスロープを施した Rwabuye 職業訓練センター</p>
	
<p>組合用に配布されたジグザグミシン</p>	<p>個人用に配られた工具</p>

### 3.2.2 インパクト

本事業の上位目標は「技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の社会参加が促進される」である。プロジェクト目標を達成したことは上述のとおりであるが、その後上位目標の達成のためには、就労による社会参加が続いていることが必要であり、また上位目標の指標にあるとおり、家族やコミュニティとの関係が改善され、何らかの社会活動を実施していることが必要である。実施機関及び技能訓練を実施した 11 カ所の STC は事業完了後の修了生の追跡調査を実施していなかったため、指標②、③、④の数値目標に

対する実績を確認することはできなかった。よって事後評価では、指標③にあたる「社会活動の参加」の一環として組成された組合の事後評価時の状況を受益者調査にて確認した。受益者調査は、本事業で実施した3回の訓練後に組成された473組合中、事後評価時点においても当時の携帯電話等の情報を手掛かりに追跡が可能であると判断された244組合をサンプルとして、その後連絡が取れた162組合を対象に組合の現状、スターターキットの活用状況等を調査した<sup>20</sup>。また、対象STCを訪問し講師へのインタビューを行った。その他、各STCから紹介を受け、本事業により技能訓練を受講し連絡がとれた修了生（合計20名）へもインタビュー調査を実施し、就労状況や就労以外の社会参加について確認した。さらに、本事後評価と同時期にJICAにより実施された本事業のインパクト評価<sup>21</sup>の就業や収入状況に関する結果も参照し、総合的に判断した。

なお、指標①は、インパクトを測る指標であるが、上位目標（本事業による技能訓練参加者の社会参加）を直接測る指標ではないため、3.2.2.2「その他のインパクト、障害者の技能訓練へのアクセスの拡大」で詳述する。

### 3.2.2.1 上位目標達成度

表3 上位目標の達成度

目標	指標	実績
上位目標 「技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の社会参加が促進される」	①事業完了後にルワンダで障害を持つ元戦闘員及び一般障害者に対する技能訓練が開始される	上記のとおり、3.2.2.2「その他のインパクト 障害者の技能訓練へのアクセスの拡大」で詳述。
	②事業によって、70%の技能訓練修了生が家族・近隣住民・友人・コミュニティグループとの関係が改善されたと感じる	<p>おおむね達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事後評価時にインタビューした修了生20名全員とも、家族やコミュニティとの関係が改善された、と回答があった。「以前は障害者だからという理由で、外にも出してもらえなかったり、邪魔扱いされたりしたが、訓練により自分で何かをすることができることを見せることができ、障害者でも収入を得ることができることを証明したことで周りから認められた」と回答があり、これが家族やコミュニティとの関係の改善につながった。</li> <li>インタビューした修了生のほぼ全員が、実際にコミュニティから洋服やバイクの修理など注文を受けることで、コミュニティとの関係が構築さ</li> </ul>

<sup>20</sup> 基本的にはコンタクトできたルワンダ全国にいる162組合のリーダー（または副リーダーかメンバー）を事後評価調査で雇用したローカルコンサルタントが訪問し質問票に沿ってインタビュー調査を実施した。回答があった162人中147人が障害者であり（組合は障害者のみならず健常者もメンバーになっている）、元戦闘員は162人中67人であった。また、回答者は、127人が男性、35人が女性であった。

<sup>21</sup> インパクト評価は2016年～2017年にかけて実施し、一定の条件を満たす7つのSTCを対象に受講者、非受講者の追跡調査を実施した。記録が残存している述べて2,339人の受験者のうち、追跡調査によって816人（訓練受講者395人、非受講者421人）からデータを収集した。

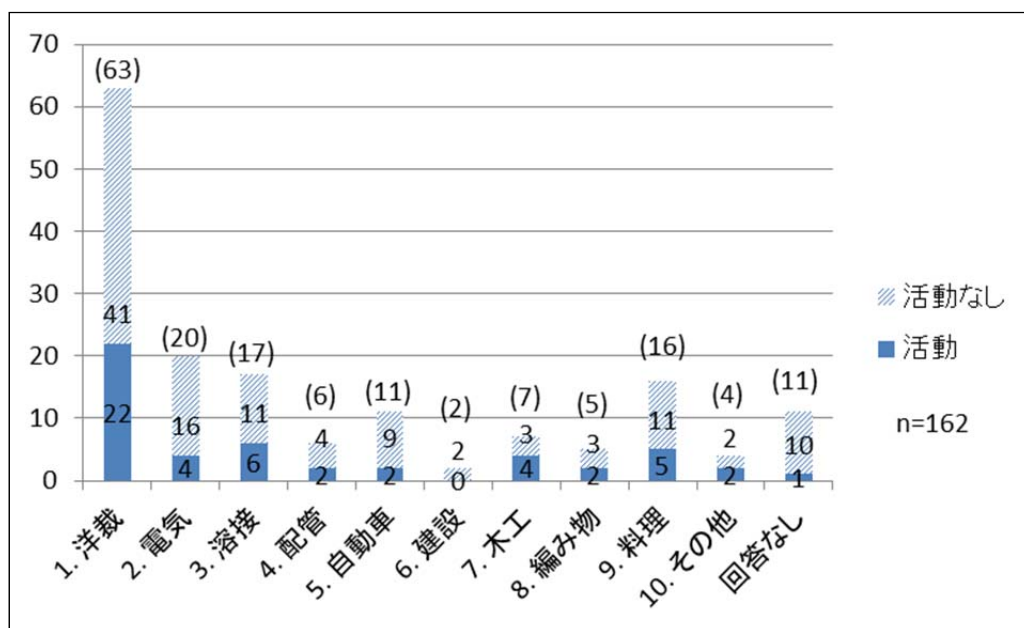
		れた、と回答した。
③事業によって、70%の技能訓練修了生によるコミュニティや社会活動の参加が増加する	おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者調査の結果、162組合中、現在組合活動を行っているのは50組合（31%）であった。そのほか、解散した112組合中32組合（29%）で、残ったキットを活用して組合員が個人で就労していると回答している。したがって、受益者調査した162組合の約50%が組合または個人でスターターキットを活用し就労活動を継続していることがわかった。さらに、割合は不明であるが、組合を結成しなくても職種により個人でスターターキットを活用して収入活動をしている例も確認できた。</li> <li>・STCへのインタビューより、訓練を受けたセンターから短期的な仕事（学生用のセーター作りや建具の製作など）を得て働く修了生もいることが確認できた。</li> <li>・訓練により自信をつけ、地方行政レベルで障害者代表になる人も現れた。</li> <li>・質問票調査の回答のあった全6カ所のSTCから、修了生は訓練を受けた技能を継続して使っていないかもしれないが、「何もしていなかった障害者が、身の回りの世話を自分でできるようになったり、コミュニティと話すようになっただけでも彼らにとっては社会への参加である」と回答があり、訓練前後での変化がみられた。</li> </ul>
④事業によって、70%の技能訓練修了生が自分達の生活の質（経済的、社会的、心理的側面（収入、自信・自尊心の回復等）が向上したと感じる	おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2011、2012年度の事業期間中のフォローアップ調査で94.9%（900人回答中、854人）が訓練6か月後に自身の生活の質が向上したと回答した。</li> <li>・実施機関、STCへのインタビューでは、プロジェクト前後で障害を持つ元戦闘員及び一般障害者当事者の意識の変化があったと全員回答した。例えば、以前のように家に閉じこもっていたり、物乞いをしたりするような人が減ったと、回答があった。</li> <li>・収入を得ることができるという経済的な自信は、技術の向上のみならず、スターターキットを供与したことも要因の一つであると考えられる。</li> </ul>

（出所）事後評価時の実施機関、STC、修了生へのインタビュー調査、JICA 提供資料

以下では、指標③について、（1）就労と（2）就労以外の社会参加について事後評価時における状況を確認した。

(1) 就労による社会参加

指標③の実績に上述したとおり、事後評価時の組合への受益者調査によると、連絡がとれた 162 組合中、現在も活動していると回答したのは 50 組合 (31%) に留まった。残りの 112 組合は解散していた。図 3 のとおり、職種別にみると、洋裁が一番多く設立されている。多くの職種で残っている組合の割合は 30%以上となっているが、建設、電気、自動車では 20%未満と低かった。建設、電気については上述のとおり個人レベルで仕事を見つけやすいという特徴も存続率が低い要因だと考えられる。ただし、職種毎のサンプル数が少ないため断定はできない。組合を統括するルワンダ組合機構 (RCA) へのインタビューでは、設立された組合数の 30%が活動を継続させていることは特に悪い率ではないとの回答があった。この根拠として RCA では正確な統計をとっているわけではないものの、ルワンダで中小企業が設立され、継続して活動しているのは全体の約 20%程度であるという。組合は中小企業の一部とみなされており、この値から、本事業により組織化された組合での活動継続状況をルワンダ全体から見た場合、むしろ 30%前後という数値は決して悪い値ではないことが確認できた。



(出所) 受益者調査結果

図 3 事後評価時点での組合の状況 (職種毎)

また、組合に関する受益者調査結果によると、組合を解散した理由で一番多かったのは、表 4 にあるとおり、スターターキットの盗難や売却が一番多い原因であった (26%)<sup>22</sup>。その他、組合の組織運営の経験不足による内部問題 (19%)、より良い就労機会を求めた組合員の他地域や外国への移動 (14%) が挙げられた。一方、RCA へのインタビューによれば、組合が継続しない理由としては、組合運営、マーケット開拓及び資金調達などビジネ

<sup>22</sup> 盗難や売却の内訳は質問を一つにまとめたことから把握できなかった。また、もし解散した組合がスターターキットを売却した場合も、別の職に就くための資金に使われている可能性もあり、就業活動を続けている可能性は否定できない。

スとしてノウハウが不足しており、またそれを支援する仕組みがルワンダではまだ弱いことが挙げられた。

表4 組合の解散理由

	組合の解散理由	回答者数	%
1	スターターキットが盗まれた／組合メンバーまたはほかのだれかに売られた	29	26
2	組合内の組織問題（内部マネジメントの欠如）	21	19
3	組合員の他地域や外国への移動	16	14
4	働く場所の賃料や材料を購入する費用が払えなくなった	13	11
5	組合員の多くが組合から遠隔にそれぞれ居住しており組合に来ることができなくなった	12	11
6	組合員が個人で働くことを選択した	11	10
7	スターターキットが壊れた／スペアパーツがなかった	8	7
8	JICA からの資金・技術支援を期待していたが、事業完了後はそれがなかった	2	2
	合計	112	100

（出所）受益者調査結果

対象 11 カ所の STC の講師や校長、20 名の修了生へのインタビュー調査では、組合に入らずに就労している例として、電気や建設などの職種が挙げられた。このような職種の場合、組合を組成するよりも技能と道具があれば個人として工事現場などで雇われやすい。このように個人的にスターターキットを所持している人が所持していない人よりも就労に有利に働いていることが確認できた。また、事後評価時の各 STC 講師や修了生へのインタビューによると、組合を設立した地域にある市場の状況により、技能訓練とは違った職種で収入活動をしている人もいるという。

各 STC 校長及び修了生へのインタビューによると、本事業の訓練により修了生は、WDA からの正式な訓練受講証明書を得ることもでき、この証明書の獲得によって、資金へのアクセス、就業へのアクセスが改善したと回答があった。特に元戦闘員の修了生にとっては電気、木工、建設などの技能訓練を受け WDA からの証明書を有していることが、国連平和維持活動（PKO）への参加を有利にしていた<sup>23</sup>。したがって、本事業により障害者の就業機会の拡大にある程度の貢献がみられた。受益者調査では訓練修了後に組成した組合による就労の継続性が 31% という数値であったが、障害があるから低いというわけではなく、一般的なルワンダでの組合の継続性からもみても平均的な数値であることが確認できた。また、STC 講師や修了生へのインタビュー調査により、受益者調査には現れてはいないが、組合ではなく個人ベースで就労している人、組成した以外の職種で新たな組合を作り就労活動をしている人、海外に出て就労している人なども一定程度おり、継続している組合の割合以上に修了生は就労により社会参加していることがわかった。

なお、JICA が別途実施した本事業のインパクト評価によると、訓練非受講者の就業率が

<sup>23</sup> ルワンダは近隣の南スーダンやマリなどに PKO 部隊を派遣しており、給与が高いことから障害を持っていても一定の活動ができる元戦闘員にとっては人気の職種になっている。

約 10%であるのに対し、技能訓練修了生の就業率は 24～34%ポイント高いことが確認された。その他、インパクト評価によると、非訓練受講者の 1 カ月の平均所得水準が 4,500RWF（ルワンダフラン）（約 US\$ 5.5、約 600 円）であるのに対し、技能訓練修了生はその 3 倍以上の約 14,000～18,000RWF（約 US\$17～22、約 1,800 円～2,400 円）を得ており、経済面での改善がみられた。

したがって、本事業は、就業による社会参加や経済的自立に一定のインパクトがあったといえる。

## (2) 就労以外の社会参加活動の状況

STC 講師や修了生 20 名によるインタビューによると、修了生のなかには、セクターレベル（郡の下の行政単位）の若者障害者グループの議長に選出されたり（溶接の組合のリーダーをしている元戦闘員）、郡会議で障害者代表としての意見を発言する人が出ていたりするなど、技能訓練を通じて自信をつけたことで社会活動を積極的に行っている修了生もいることが確認された。訓練に参加した障害者は本事業により就労できる技術を身に付けると同時に、自信をつけることができた。障害者をめぐる厳しい社会環境（家族・社会からの拒絶、隔離、軽視等）のなかで、障害者自らが何かできることを示すことができなければ社会・コミュニティの意識変化もできないことから、本事業でその一步を支援することができ意義のある事業であった。また、指標③に上述したとおり、訓練前にはほとんど何もせず社会と隔絶していた障害者が、たとえ生産活動をしていなくても、外に出て家族以外の人と接するようになったことが彼らにとっての社会参加の第一歩となった。さらに、訓練を通じて STC 講師や障害者仲間ができ、事後評価時点でも連絡を取り合っている修了生が多いことが STC 講師や修了生へのインタビューで確認できた。これまで家族以外とのつながりが限られ社会的に孤立していた障害者が多いなか、同期や STC 講師に電話や SNS で近況や組合の運営などについて相談するなど、就労問題以外にも健康や生活に関する相談ができる環境ができ、社会とのつながりや人とのつながりが広がっている。したがって、本事業が就労以外にも社会的セーフティネットの構築につながったと考えられる。

本事業の上位目標は、「技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の社会参加が促進される」であった。就労という社会参加においては、訓練修了後に結成した組合の事後評価時点における継続率は、受益者調査で対象とした組合のうち 31%程度であったが、組合が解散している場合でも、個人がそのほかの手段で就労を実現しているケースは 29%確認された。追跡できなかった組合があるため、全体像を示すことはできないが、調査で対象とした組合全体では、目標 70%に対して約 60%が何らかのかたちで就労することにより社会参加を実現しており、おおむね達成したと判断される。また就労以外の社会参加についても、全体像を示すことはできなかったが、表 3 のとおり実施機関、各 STC 講師、訓練修了生へのインタビューによれば、ほぼすべての訓練修了生の家族・近隣住民・友人・コミュニティグループとの関係が改善され、自身の生活の質が向上したことが確認できた。

以上より、上位目標はおおむね達成された。



### 3.2.2.2 その他のインパクト

#### (1) 障害者の技能訓練へのアクセスの拡大

##### 1) RDRC による障害者への技能訓練の実施状況

RDRC は、RDRP III (2009 年～2017 年) からの特に経済社会的に脆弱な元戦闘員の訓練向けの予算及びキガリ市による支援により、事業完了後 2014 年～2016 年の 3 年間で表 5 のとおり合計 580 人の元戦闘員への訓練を実施している。このうち、約 20 名が障害を持つ元戦闘員であり、障害者向けの技能訓練が実施されている。訓練実施にあたっては、本事業で対象としたアミゼロ訓練センター (ATC) や盲連合 (RUB) などの STC を活用している。訓練は本事業同様 6 カ月間であり、修了後にはスターターキットを配布するなど、本事業の手法が取り入れられており、本事業のインパクトがみられる。

表 5 RDRC による技能訓練の実績 (訓練人数)

資金源	2014 年	2015 年	2016 年	合計 (人)
RDRP III (特に脆弱な元戦闘員向け資金)	311	76	67	454
キガリ市評議会	30	96	0	126
合計 (人)	341	172	67	580

(出所) 実施機関への聞き取り結果

##### 2) RDRC による重度障害者向け技能訓練の実施

RDRC は、本事業中に実施した本邦研修における障害者施設の視察で感化され、重度障害者でも単に医療的な支援のみを行うのではなく、生産的な活動ができる場を与えることが重要であることを再認識した。そこで、これまで得た知識を活用して IRPWD を設置した。IRPWD は事後評価時点で全国に 10 カ所設置されており、重度障害者向けの住居と技能訓練や生活活動ができるワークショップを病院付近に併設させた施設である。施設設置資金は世界銀行が支援し、RDRC が運営している。



### 3) NCPD による障害者への技能訓練の実施

NCPD は NEP を通じて表 6 のとおり 2014 年より 3 年間で合計 1,381 人の障害者への技能訓練を実施支援している。実施にあたっては、施設面、人材面で活用しやすいことから、主に本事業で支援した STC で訓練を実施している。NEP 支援による技能訓練の期間は 3 カ月間で、修了後にはスターターキットを提供している。NCPD へのインタビューにおいても、NEP 支援により障害者への技能訓練を提供することができているのは、NCPD が本事業に参加し、WDA や STC など技能訓練の関係者とのネットワークが生まれ、そして本事業の経験とともに手法や教訓をとりまとめたマニュアルを活用することができたからだとの回答があった。NCPD にはもともと技能訓練を行う機能はなく、本事業がなければ NCPD には訓練のノウハウがないことから、NEP の実施機関として技能訓練の支援を行っていることは本事業のインパクトの一つと考えられる。

表 6 NEP を通じた NCPD による障害者技能訓練実績

年	2014 年	2015 年	2016 年	合計 (人)
対象人数	763	118	500	1,381

(出所) NCPD への聞き取り調査結果



### (2) バリアフリーの促進

バリアフリー化については先行事業で最初に導入しているため、本事業のみからのインパクトとはいえないが、ルワンダにおけるバリアフリー化推進をさらに進める原動力となったといえる。本事業実施時はタイミング的にもルワンダ政府がバリアフリー化を進めており、本事業による各種講習により政府の認識が高まった。ルワンダ住宅公社 (RHA) へのインタビューによると、ルワンダにバリアフリー化に関する法律はあったが、どう実施に移していくか模索中であったなか、本事業が具体的な実施方法を提示してくれたと回答があった。本事業では、バリアフリー化に関するガイドラインや冊子の作成、RHA、RDRC、NCPD、公共事業省、郡庁<sup>24</sup>の公共事業担当など関係者への講習会の実施、本邦研修による

<sup>24</sup> ルワンダの行政区分は、5つの州、30の郡からなる。その下の行政区分は「セクター」、「セル」、「村」の順になっている。

バリアフリー施設の視察やバリアフリー化における障害者の活用方法も提示した。RHA は本事業が作成したガイドラインや冊子の作成にも関わり、そして RHA が関連ビデオを作成したり、公共建造物建設の関係者を集めた共同セミナーを実施した。

実施機関によると、郡庁においては、公共施設がバリアフリーになっているのかアセスメントを行うモニタリングチームが組まれるようになった。郡庁の社会福祉担当へのインタビューでも、先行事業や本事業により STC にバリアフリー化する施設が導入され、政府への意識を高めたことがモニタリングチームの編成につながっていると回答があり、ルワンダにおけるバリアフリー化の促進に貢献したといえる<sup>25</sup>。

### (3) 障害者支援政策への強化

WDA は本事業で障害者への訓練に関わったことで、障害者の技能訓練の必要性を認識し、事後評価時点で障害者専用のカリキュラム開発を始めており、2018 年より運用する予定としていた。

郡レベルで障害者問題を担当するのは郡庁の社会問題官であったが、2014 年より障害者問題に特化した「障害主流化担当官」を追加で各郡庁に配置することとなった。各郡庁に配置となると財政にもかかわることであり、政府が本格的に障害者支援を重視している一つの表れと考えることができる。本要請を行った NCPD へのインタビューによると、これら変化は本事業からの影響であり、MINALOC をはじめ財務省が新たな正職員枠を承認したのは、本事業のインパクトが政府内に認知されているからであると回答があった。本事業は障害者支援政策への強化に一定程度貢献したといえる。

### (4) 障害者エンパワメントに関する人材の育成

本事業で雇用したローカルスタッフ 3 名（障害当事者）が本事業の活動を市民社会においても継続させることを目的に、RECOPDO という団体を設立した。RECOPDO は市民社会団体（CSO）として正式に認定され、NUDOR の九つのメンバー機関の一つにもなっている<sup>26</sup>。障害者自立のためのアドボカシーを積極的に実施しており、NCPD とも協力して政府会合にも参加している。NUDOR のメンバーになるには団体のマネジメント能力、実績、資金力などそれなりの評価が得られないと入れない。本事業で雇用したローカルスタッフがルワンダ国の障害者支援のコアな人材に育っていることは、プロジェクトのインパクトの一つと考える。

### (5) 平和構築の視点からのインパクト（コミュニティの強靱性の向上）

本事業では、技能訓練を一緒に行うことで、元戦闘員と一般障害者（一般市民）、そして出自の違う元戦闘員同士の間でそれぞれ理解の促進につながり、訓練修了後に一緒の共同組合を組成する事例もみられるなど、本事業がコミュニティ間の関係構築に貢献した。

<sup>25</sup> なお、先行事業で一部バリアフリー化した Nyanza、Rwabyuye、Rubengera、Amizero、GAKO などの STC は、自分達の予算で校内にさらに別のスロープを作るなど、バリアフリー化を進めていることも事後評価時の実査により確認した。

<sup>26</sup> 視覚障害者団体、聴覚障害者団体、女性障害者団体など、九つの当事者団体がメンバーとなっている。

これまで関係性が希薄であったコミュニティへの理解が促進され、協力関係が強化されたことは、コミュニティとしての一体感を醸成し、治安状況の変化などさまざまな課題にも左右されないようなコミュニティの強靱性（レジリエンス）の向上につながったと考えられる。修了生へのインタビューでは、訓練修了生がコミュニティに戻り、訓練を受けていない障害者を組合に誘い、得た技術を教えながらほかの障害者のエンパワメントも助けている事例も確認ができ、コミュニティの結束力を高めていた。

コミュニティの強靱性の向上は地域社会の紛争予防とより持続可能な紛争後の復興の両方の可能性をもたらすことに貢献するとされており<sup>27</sup>、本事業が平和構築の視点からも一定程度正のインパクトをもたらしたといえる。

#### BOX 1：平和構築へのインパクトをもたらした事業デザイン

本事業は紛争要因に配慮し、また紛争を回避する以下のアプローチを採ったことが、平和構築への正のインパクトをもたらすことにつながった。これが可能となった要因として、先行事業の実施中からJICAが本事業に向けて実施機関であるRDRCや本邦専門家と先行事業からの課題や教訓を的確に把握し、本事業計画段階で取り入れたことが挙げられる。

##### ① 一般障害者（一般市民）も対象としたアプローチ

事後評価時でのRDRC、NCPD、STC関係者へのインタビューによると、一般障害者を訓練対象とすることで、動員解除されたばかりの元戦闘員にとっては、コミュニティに戻る前に一般市民と関係を持つことができ社会復帰の一步となったという。逆に一般市民にとっては「怖い」と思っていた元戦闘員に対する理解の促進になった。また、一般障害者を入れることにより障害者同士という共通項もあり、相互理解につながった。特に元戦闘員のなかに「兵士」として国を背負って戦ったというプライドが、高い人や希望しない訓練はしたくないという人も多く、孤立しがちであったが、障害という共通の課題を抱えている人たちと話したり、協力したりすることで訓練修了時には協力関係が構築された。実際、組合を組成する際には元戦闘員か一般障害者かの区別はなく一緒に組成する組合も多かった。JICAによるインパクト評価の結果では、特定の出自に対する寛容性に優位性が示されたが<sup>28</sup>、一緒に訓練を受けることで元戦闘員に対する一般市民からの意識の改善がみられたことは、コミュニティの融和に一定程度貢献したといえる。

<sup>27</sup> “Resilience as a Peacebuilding Practice: To realism from Idealism”, USIP（米国平和財団）や、“Conflict Prevention and Peace Building- Review of MDG-F Joint Programmes Key Findings and Achievements”, MDG Achievement Fund, “Practice brief: Resilience and Peacebuilding, Using Resilience to Build Peace”, Interpeace などがある。

<sup>28</sup> ただし、JICAが実施したインパクト評価では、訓練受講生のなかでは旧政府軍のex-FARへの意識が大幅に改善することが明らかになったが（非訓練生は37%がex-FARに対しネガティブな印象を有しているのに対し、訓練生は20%のみ）、国軍（RDF）や民兵（Armed Group）に対する意識については際立った相違がみられなかった、という。

一般障害者を対象とすることが可能となった背景の一つには、障害者を担当する機関だけではなく、DDRを担当するRDRCが実施機関として一般障害者も支援対象とすることに合意し、またその重要性を理解していたことが挙げられる。先行事業実施中にも、ルワンダにおいて障害者のための技能訓練機会が非常に限られており、一般障害者からのニーズが非常に高いことが認識されていた。また、障害を持っている元戦闘員は一般障害者よりもさまざまな点で優遇されており、例えば、障害度合いにより手当の支給などがある。このため障害者のなかでも格差が生じている。融和をめざす政府にとっても本事業による負のインパクトを避けるアプローチが必要であった。

### ② 出自の異なる元戦闘員同士の理解促進

動員解除される元戦闘員は、ルワンダ国軍（RDF）、旧政府軍（1994年以前）（ex-FAR）、民兵（armed group）と出自が異なっている。ルワンダ政府は民族の融和を進めており、RDRPにおいて動員解除した元戦闘員を等しく取り扱うことを原則としている。したがって、本事業においても、訓練生の選考には元戦闘員の出自を選考基準としなかった。出自による区別を行うことは政府の方針に逆行することとなり、紛争の種にもなりかねない。このような配慮が結果的に紛争を回避することに貢献したと考えられる。確認したケースは限られているが、終了時評価時での確認及び事後評価時に出自の違う元戦闘員同士が一緒に訓練することで和解が促進し、一緒に組合を組成する事例もみられた。事後評価時には、Gisenyi訓練センター出身の溶接組合やNyanza訓練センター出身の洋裁組合で事例が確認できた。

### ③ 対象地域の選定

対象地域は先行事業に引き続きルワンダ全5地域（東部、西部、南部、北部、中部）とし、地域的に偏りがないよう配慮した。特定地域が特定の戦闘員の出自と強い関連を持つことから、地域的なバランスを保つことが重要であった。

本事業の実施により、プロジェクト目標として掲げられた訓練修了生の就労の実現はおおむね達成され、また、上位目標についても、就労による生産活動や家族やコミュニティとの関係改善という形での社会参加が確認された。その他、障害者の技能訓練へのアクセスの拡大、バリアフリー化促進、政府の障害者支援政策の強化、障害者エンパワメントのための人材育成、コミュニティの強靱性の向上に関し正のインパクトがみられた。したがって、計画どおりの効果発現がみられることから、有効性・インパクトは高い。

### 3.3 効率性（レーティング：②）

#### 3.3.1 投入

本事業への主な投入の計画と実績を表7に示した。

表7 本事業への主な投入の計画と実績

投入要素	計画	実績（事業完了時）
(1) 専門家派遣	長期2名 (障害者支援、研修/業務調整) 短期3名 (指導分野記載なし)	長期2名（72人月） (障害者支援、研修/業務調整) 短期2名 (バリアフリー、障害者平等研修/シニアトレーナー（第三国専門家）)
(2) 研修員受入	記載なし	9名（本邦研修） 1) 障害者リーダーシップ育成とネットワークワーキング 2) 技術教育・職業訓練及び就労支援 3) アフリカ障害者地域メインストリーミング研修 3名（海外セミナー） 1) 第2回アジア太平洋地域に根差したリハビリテーション会議(フィリピン) 2) JICA/UNDP 合同ワークショップ「アフリカの紛争中及び紛争後の地域における持続可能な生計向上と雇用」(ケニア)
(3) 機材供与	・訓練生に配布するスターターキット	・訓練生に配布するスターターキット
(4) 現地業務費	記載なし	技能訓練、スターターキット、バリアフリー化建設ほか（約130百万円）
日本側の事業費合計	合計198百万円	合計228百万円
相手国の事業費合計	・事務機材及び機材維持費 ・機材関連消耗品	・訓練募集時のラジオ放送費用 ・カウンターパート職員の国内出張費

#### 3.3.1.1 投入要素

専門家の派遣、研修員受入れ、機材供与については、計画時の人数や金額が設定されておらず、実績と数量比較はできなかったが、内容については本事業の目的に沿っており、ほぼ計画どおりであることを確認した。

#### 3.3.1.2 事業費

事業費は、計画198百万円に対し実績228百万円であり、計画を上回った（計画比115%）。計画額の内訳詳細が不明であるため明確な増額要因は不明であるが、訓練者数の増加、増加に伴うスターターキットの追加費用の発生、障害による補助介助者の配置、計画していなかった海外セミナーへの参加が原因であると考えられる。

### 3.3.1.3 事業期間

事業期間は、計画（2011年2月～2014年2月）及び実績（2011年3月～2014年3月）とも3年1か月（37か月）であり、計画どおりであった（計画比100%）。活動において、いくつかのスターターキットの国外からの搬入の遅れや治安による東部地域での活動を一時中断したが、アウトプット産出への影響は特段なかった。

以上より、本事業は、事業期間については計画どおりであったものの、事業費が計画を上回ったため、効率性は中程度である。

## 3.4 持続性（レーティング：②）

持続性では、障害を持つ元戦闘員及び一般障害者が技能訓練を通じて就労等社会参加の機会を広げていくための政策制度、実施機関である RDRC 及び NCPD、対象 STC の体制、技能訓練を実施していくための技術や財務状況について確認・分析した。

### 3.4.1 発現した効果の持続に必要な政策制度

事後評価時の第2次経済開発貧困削減戦略（EDPRS 2：2013年～2018年）は障害とソーシャルインクルージョンを横断的課題として挙げ、障害者の社会参加を推進している。その証拠に NEP において障害者への訓練を取り入れている。2015年9月に承認された技術教育・職業訓練（TEVT<sup>29</sup>）政策でも障害者が貧困サイクルから断ち切るためにも STC 等を通じ TEVT の中に主流化していく重要性が明記されている。

事後評価時、RDRC は障害を持つ元戦闘員の支援を RDRP III で実施しているが、RDRC 事務局長へのインタビューによれば、2017年末に RDRP III が終了しても引き続き障害の有無に関係なく元戦闘員への技能訓練を含む支援を実施していく方針としている。

以上より、同国には本事業の成果の継続に必要な政策制度が整っていると判断される。

### 3.4.2 発現した効果の持続に必要な体制

障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の技能訓練を通じた就労の実現や社会参加を促進させるために必要な体制として、障害を持つ元戦闘員の社会統合支援を担当する RDRC、ルワンダにおける障害者問題を担当する NCPD、技能訓練全般を監督する WDA、技能訓練を実施する STC について下記に記す。また、よりコミュニティに近い郡庁に設けられた障害主流化担当の役割について記載する。

#### (1) RDRC

RDRC は動員解除された元戦闘員の社会統合を担当していることから、引き続き障害を持つ元戦闘員を対象とした技能訓練生の選考、STC との連絡調整、訓練モニタリング等の監督機関としての役割を担う。RDRC は事業開始当初、RDRP を実施する暫定的組織であった

<sup>29</sup> Technical and Vocational Education and Training の略。

が、中間レビュー時（2012年8月）には恒常的に存在する政府機関として法律が担保された。事後評価時の RDRC へのインタビューでは、RDRP III が終了した後の 2018 年以降も引き続き同じ体制で元戦闘員の技能訓練を実施していくことが計画されている。

RDRC 本部の職員数は事後評価時点で 73 人である。技能訓練を担当するのは運営管理部で 29 人おり、ほとんどが 1997 年より始まった RDRP I より技能訓練の管理、また JICA による先行プロジェクトからの障害者への技能訓練の管理経験を有する。また、全国の各州（東部、西部、南部、北部に各 1 名、中部（首都キガリ）に 2 人）の州庁には社会統合官（Provincial Reintegration Officer）が配置されており、地域レベルでの RDRC の窓口となり、元戦闘員の訓練を含め、社会統合を支援している。以上より、RDRC における障害を持つ元戦闘員の技能訓練を継続するための体制は事業実施中と大きな変化はなく、特段問題はみられなかった。

#### (2) NCPD

NCPD は障害者に関する啓発活動、障害者の問題に対する社会動員、障害者政策の実施・モニタリング支援を行うことを目的とする、MINALOC 下に 2011 年に設立された新しい組織である。具体的には、政府内で障害者の主流化の促進、政府と民間の障害者当事者団体（特に NUDOR）やドナーの調整役を担っている。計画時には RDRC が暫定的な機関であることから、事業完了後の持続性にかんがみ NCPD は本事業に関連機関として参加していた。障害者の中でも元戦闘員については事後評価時点では RDRC が社会統合について担当しているが、将来的には NCPD が障害者について全般的に担当することが期待されている。

NCPD は全体で 22 人しか職員がおらず、NEP 資金で障害者訓練の実施管理を行っているが、NCPD 内で訓練を担当しているのは経済社会エンパワメントユニット内の訓練技術開発担当と障害者調査/主流化担当の 2 人しかいない。技能訓練修了者が就労したり社会参加を促進したりするためには、追跡調査や、フォローアップ支援が重要であるが、事後評価時点でその体制は脆弱であった。

#### (3) WDA

WDA は管轄する STC の監督及び資格認定機関である。WDA では政府の政策に伴い障害者への訓練受け入れ体制を本格的に準備している。例えば、障害者用カリキュラムの開発や、改修・新築する六つの STC の施設<sup>30</sup>をバリアフリー化している。

#### (4) 対象 STC

対象となった STC は、先行事業及び本事業により施設がバリアフリー化されている。STC の規模や対象職種数により違いはあるが、STC にはセンター長以下、センターで実施する職種ごとに 1 人～2 人の技能講師、事務職員が 4 人～5 人配置されている。対象 STC では本事業により障害者への理解を促進され、実際に経験を積んだ技能講師や職員が事後評価時点でほぼ残っていることから、障害者への今後の受入体制は、施設環境面、人材面で問題は見受けられなかった。

#### (5) 障害主流化担当（郡庁）

2014 年より設置された郡庁における障害主流化担当（基本的に各郡に 1 人）は、地域の

<sup>30</sup> 2016 年から 5 年間で世界銀行等から約 1 億ドルの資金を得てバリアフリー化を実施予定。

障害者の数、生活状況、課題の把握、NCPD が進めようとしている障害者登録の推進、障害問題に対する社会への啓発活動、MINALOC、NCPD、NUDOR 等障害関連機関との連携が主な役割となっている。郡にもよるが、障害者支援のための予算があり、それを活用し障害者の組合に対する研修や財政的支援を行っている<sup>31</sup>。上述のとおり、これまで障害問題は他の社会福祉問題と一緒に社会福祉担当が管轄していたが、障害者問題に特化された担当官が配置されたことで、障害者への支援体制が強化されている。今後、州庁に配置されている RDRC の社会統合官との連携も行うなど更なる支援体制の強化が期待されている。

以上より、発現した効果の持続性に必要な体制に一部課題がみられた。

### 3.4.3 発現した効果の持続に必要な技術

本事業では、障害を持つ元戦闘員及び一般障害者のための技能訓練用の全体的なマニュアルを策定したほか、各種フォーマットをとりまとめた。マニュアルは、技能訓練実施前、実施中、実施後の実施すべきこと、バリアフリー化活動、障害者に対する意識向上やアドボカシー活動に関し、本事業で実施したことを基にまとめている。本マニュアルは日常的に参照するものではないが、NCPD が NEP 事業で技能訓練をデザインする際に参照するなど活用されていた。RDRC においては必要に応じ参照している程度であった。効果の持続に必要な技術に関する各主要機関の詳細は以下のとおりである。

#### (1) RDRC

RDRC は RDRP を 1997 年より実施し、元戦闘員への訓練実績を積んでいる。また、先行事業から障害を持つ元戦闘員への訓練管理に関し、STC、NCPD、WDA との連携方法などの技術も習得している。したがって、技術面で特段の問題は見受けられない。

#### (2) NCPD

NCPD においては、「3.4.2 発現した効果の持続に必要な体制」で上述したとおり、本事業及び本事業後に輩出された技能訓練修了生が就労などによる社会参加を継続するために、NCPD が修了後にも継続的な支援を実施する必要がある。特に、RCA より指摘があったとおり、支援が必要な分野は、組合の運営やマーケット開拓、資金調達などビジネスとして継続させるためのスキルや知識である。NCPD が中心になり本事業でも成果 2 において組合組成の理解促進で協力関係にあった RCA や郡の障害主流化担当や社会事業担当、また雇用を促進する労働担当等と協力し、修了生の追跡調査やフォローアップをしていくことができれば、就労や社会参加という効果の持続性が担保できると考える。しかし、NCPD に現在その技術や仕組みはない。

#### (3) STC

対象となった STC は上述のとおり、障害者を教える際の留意点や配慮を行うことを身に付けた講師や STC 職員がおり、特段技術的な問題は見受けられない。

---

<sup>31</sup> 首都キガリ近郊の Kicukiro 郡と Wamagana 郡の障害主流化担当へのヒアリング。



#### (4) スターターキットの活用状況

事後評価時の組合に対する受益者調査によると、活動している 47 組合（3 組合は職種が特定できなかった）では、表 8 のとおり組合用のスタートアップキットはほぼ半数以上で活用されていた。活用されていなかった理由としては、売却、盗難、故障などが考えられる。受益者調査では組合用のキットのみに絞り調査したため個人用に供与したスタートアップキットについての活用状況の詳細は確認できなかったが、修了生のインタビューによると個人用のキットは簡易なものが多いため、故障しても修理しやすく、就労活動に活用していると回答したケースが多かった。事後評価時の組合員へのインタビューによると、軽微な故障については、組合により売上から修理費を捻出しているが、大規模な故障の場合は財務的な余裕ができるまで使えない例もあることがわかった。

以上より、組合での就労の維持にはスターターキットの存在が重要である。売却、盗難または故障したスターターキット以外は、事後評価時点においてもおおむね継続して活用されていることから、維持管理の技術に大きな問題はみられない。

表 8 活動している組合による組合用スターターキットの活用状況

職種	組合数	組合用スターターキット	活用している組合数	%
洋裁	22	1. ミシン	21	95
		2. 炭火アイロン	14	64
		3. ジグザグミシン	12	55
電気	4	1. マルチメーター	4	100
		2. はんだごて	2	50
		3. 電動ドリル	1	25
		4. 点検ランプ	2	50
		5. 電流計	2	50
溶接	6	1. 溶接器	6	100
		2. ハンドドリル	5	83
		3. アングルグラインダー	5	83
		4. 延長コード	6	100
配管	2	1. ねじ切り機 (1)	1	50
		2. ねじ切り機 (2)	1	50
		3. ポータブルバイス	2	100
		4. ポータブル三脚付バイス	2	100
自動車	2	1. 23 種の工具セット	1	50
		2. 車用ジャッキ	1	50
		3. フットポンプ/空気圧ポンプ	1	50
		4. グリースポンプ	1	50
木工	4	1. クランプ	2	50
編み物	2	1. 刺繍機	1	50
		2. 刺繍用パンチカード	2	100
料理	5	1. ガス・電気調理器	1	20

(出所) 受益者調査結果

#### 3.4.4 発現した効果の持続に必要な財務

主に世界銀行からの財政で実施されている RDRP III が 2017 年末で終了する予定であり、その後は RDRC の訓練予算も削減される予定である。RDRC の技能訓練のための予算は表 9

のとおりである。2017年のRDRP IIIが終了するまでは一定程度の予算が確保されており、訓練実施に問題はみられない。2018年からは政府予算のみになることから、2017/2018は前年度比8割減になっている。RDRCへのインタビューによると、事後評価時点で他ドナーからの支援獲得の予定はなく、政府予算で取り組んでいく予定となっている。これまでと同じレベルでの訓練の継続は難しいが、戦闘員の動員解除数も減少傾向にあるなか、一定程度のレベルでの継続は可能である。

表9 RDRCの技能訓練予算の推移(2012/13~2017/18)

会計年度	予算 (US\$)	支出実績 (US\$)
2012/13	545,899	515,120
2013/14	612,213	583,189
2014/15	584,000	521,781
2015/16	318,224	156,441
2016/17	237,300	41,078 (第一四半期のみ)
2017/18	45,600	-

(出所) RDRCへの質問票結果

一方、NCPDによる障害者技能訓練は、NCPD自体に訓練用の予算はないが、NEPが財政的な担保になっている。NEPはEDPRS IIの下で実施されており、EDPRS IIが終了する2018年までは継続的な支援が確保されている。その後の実施についてはNEPを統括する公共サービス・労働省によるレビューを経ることとなっており、事後評価時点では将来的な財源の確保は不明であった。

なお、障害者の社会参加を促進するためには、訓練後のビジネス支援などのフォローアップが重要となっている。特に障害者は健常者に比べても必要であるが、追跡調査や修了生の支援を行う財源が確保されていない。

各STCは別添3の表のとおり、STCによりその管轄がWDA、非政府系教育団体(教会系を含む)、障害当事者団体の3種類に分かれており、その財源も異なっている。WDA下のSTCでは講師の給与はWDAから支払われており、運営費は授業料で賄われている。非政府系教育団体のSTCでは、講師への給与や運営費は団体からの予算及び授業料で賄われている。当事者団体が運営するSTCの運営費は基本的に授業料で賄っているが、海外NGOなどから寄付がある場合もある。STCへの質問票によると、新しい訓練機材を購入するなど大きな投入は難しいが、運営を維持することはできてことが確認できた。

したがって、効果の発現に必要な財務状況は一部課題があると判断した。

以上より、本事業は、体制及び財務に一部問題があり、本事業によって発現した効果の持続性は中程度である。

## 4. 結論及び教訓・提言

### 4.1 結論

本事業は、ルワンダにおいて障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の技能訓練を通じて障害者の就労と社会参加の実現を促進することをめざし実施された。本事業の計画時及び完了時において、人的資源開発、とりわけ技術職業教育分野の人材育成は同国の重要な政策目標であった。また、計画時及び完了時において障害を持つ元戦闘員及び一般障害者等の社会的弱者支援にも重点が置かれていた。一方、同国における障害者の技能訓練への機会は計画時や完了時においても非常に限られており、障害を持つ元戦闘員の社会復帰を促進するため、医療支援以外にも生産活動を支援する技能訓練の必要性があった。よって本事業は計画時及び事業完了時の同国政府の政策や開発ニーズと整合している。

本事業の目的は、紛争影響国での戦闘員の社会復帰や平和の定着支援を重点課題とする日本のODA政策及び技能訓練を通じた人材育成を開発課題の一つとする対ルワンダ援助方針とも整合する。したがって、本事業の妥当性は高い。プロジェクト目標として掲げられた訓練修了生の就労の実現はおおむね達成され、また、上位目標についても、就労による生産活動や、家族やコミュニティ族との関係改善を通じて訓練修了生の社会参加が確認された。その他、障害者の技能訓練へのアクセスの拡大、技能訓練センターのバリアフリー化の促進、政府の障害者支援政策の強化、障害者エンパワメントのための人材育成、コミュニティの強靱性の向上などの正のインパクトがみられた。よって、有効性・インパクトは高い。

事業期間については計画どおりであったものの、事業費が計画を上回ったため、効率性は中程度である。持続性については、障害者の社会への統合をめざす政策は事後評価時点においても継続している。実施機関である RDRC を含め、関係機関の技術面には問題はみられなかった。一方、事業効果の継続のためには修了生のフォローアップや追跡調査の実施が重要であるが、その実施体制と財務面において一部課題が残った。したがって、本事業によって発現した効果の持続性は中程度である。

以上より、本事業の評価は高いといえる。

### 4.2 提言

#### 4.2.1 実施機関への提言

事業効果の持続性の観点から、障害者に対する技能訓練実施後の修了生のフォローアップが重要である。訓練生は技術的能力を身に付けても、ビジネス経験がほとんどないため、組合の運営やマーケット開拓、資金調達などビジネスとして継続させるためのスキルや知識にかかる支援が特に効果の継続には重要である。そのため実施機関である RDRC は、障害者問題を担当する NCPD、管轄省庁の MINALOC、WDA、STC、RCA、NUDOR など関係機関と連携しながら修了生に対する現状調査を実施し支援ニーズを明らかにし、フォローアップ支援の充実が望まれる。そのためには、RDRC は修了生のフォローアップについて関係機関と早急に協議し、具体的にどの機関が何をどう実施するのか役割を明確にすべきである。

また、本事業を通じて構築された障害を持つ元戦闘員及び一般障害者への技能訓練を支援する上記関係者との関係をさらに強化のために、RDRC と NCDP が中心となり定期的な情報共有や意見交換の場を構築することが望まれる。

#### 4.2.2 JICA への提言

なし。

### 4.3 教訓

#### (1) 複数の関係機関が存在する場合、各機関の役割と責任を明確にした上で事業完了後の各機関の出口戦略を明確にしておくことが重要である

本事業では、障害者に関連する問題を担当する政府機関として設立された NCPD が事業のマニュアルや成果物を引き継ぎ、NCPD が修了生の追跡やフォローアップを実施することが完了時点で期待されていた。しかし、NCPD の具体的な活動が明確にされないまま事業が完了した。この背景には、NCPD が 2011 年に設立して間もなく、スタッフ数も少ないことから、同機関の役割を明確化しかねていたことが考えられる。このように関係機関が複数あるなかで、何を事業完了後に実施すべきか具体的かつその機関の能力に見合った出口戦略をそれぞれの機関で策定しないと、結果的に役割や責任が曖昧になり何も実施されなくなってしまう。仮に NCPD が修了生のフォローアップとしてすでに社会で活躍する修了生を活用して新たに訓練を受けた修了生へ各種アドバイスを提供するような活動を実施していれば、事業の効果やインパクトはさらに高いものとなっていたと考えられる。

#### (2) スターターキットの供与は障害者の就労の実現に非常に有用である

本事業では組合の結成、スターターキットの供与を行うことを当初から計画していたが、これは、健常者よりも取り巻く環境が厳しい障害者が就労をめざすうえで非常に有効に働いた。例えば、建設、電気、木工など個別で短期的に雇用される場合も、スターターキットを持っていることで、就労が有利になった。また、洋裁事業で、以前は市場でミシンを有料で借りていたため利益が上がらなかった人が、訓練で技術力を向上し、スターターキットでミシンや洋裁機材の供与を受けたことで、売り上げが上がり、新たに店を賃貸したり、人を増やすこともできるまでになった、という事例も確認した。一方、スターターキットを売却してしまう修了生もある程度の数でいるが、障害者が普通に健常者とマーケットで競争し就労の実現という目的を達成させるためにはハンデがある以上、スターターキットの供与がそれを補完する役割になっていることを念頭におくべきである。

#### (3) 家族や社会の障害者に対する理解を促進させるためには、障害者自身のエンパワメントと幅広い関係者への啓発活動が重要である

本事業では障害者が訓練により自信をつけ、自ら生産活動ができることを示したことが家族やコミュニティによる障害者への認識の変化につながった。したがって、社会を変化させるためには、障害当事者へのエンパワメントが重要であることを示した。また、障害

者を取り巻く環境としてのバリアフリー化について、本事業ではSTCのみならず、公共事業省、地方のインフラ担当、住宅公社などへの啓発活動を広く実施し、バリアフリー化をどのように実施したらよいか具体的に提示した。バリアフリーに関する法整備はあってもなかなか実施促進できていなかった政府に実施ガイドラインの策定や具体例を広く示したことで、国のバリアフリー化政策の実施にも貢献した。したがって、幅広い関係者への啓発活動が大きなインパクトを生むこととなった。

以上

別添 1： 成果の達成状況（完了時）

項目	指標	達成状況
成果 1	1-1 障害を持つ元戦闘員及び一般障害者に対する技能訓練の招集体制*が構築される	<u>達成</u> ・ニーズ調査の結果、STC の選定基準、訓練生の選考基準、選考の際の各関係機関の役割の明確化がなされ、技能訓練を実施する体制が整備された。
	1-2 10SCT においてバリアフリー化*の建設、修繕が実施される  *本事業によるバリアフリー化は STC 自身でも実施可能なレベルのバリアフリー化をめざし、詳細な基準や高い技術・材料を要するものではない。	<u>達成</u> ・本事業で対象 10 校において教室へのアクセス、トイレが改善された（スロープの建設、障害者用トイレ設置）。IPRC についてはセンター自体韓国が支援しており、本事業中にはすでに施設はバリアフリー化されていた。 ・先行プロジェクトで Nyanza、Rwabuye、Rubengera、ATC、GAKO についてはバリアフリー化を実施していたが、本事業では独自予算で新たに改善を加えていた。
	1-3 技能訓練センター講師の障害者に対する理解が向上する	<u>達成</u> ・複数の STC 講師への事後評価時のインタビューでは、訓練実施前に講師向けに実施した障害者を受け入れるためのコンサルテーションセミナーが非常に有用であり、心構えができ、障害者に対する理解が促進されたと回答があった。 ・障害者も訓練対象となり、技能を使って就労することもできることを認識したとも回答があった。
成果 2	2-1 1,400 名の障害を持つ元戦闘員及び一般障害者が技能訓練の課程を修了する。	<u>達成</u> ・別添 2 及び別添 3 のとおり、3 年間で合計 1,545 名が訓練を修了しており、目標値の 1,400 名を上回った。
	2-2 本事業によって支援を受けた技能訓練センターの 80%が障害を持つ元戦闘員及び一般障害者に対する技能訓練課程の内容な方法を改善する	<u>達成</u> ・指標 1-3 のコンサルテーションセミナー等を経て講師の障害者への理解が高まり、訓練方法などの改善がみられた。例えば、足踏みから手漕ぎハンドル、電動ペダルへの変更など訓練機材の改善、手話通訳の配置など。 ・事後評価時の各 STC へのインタビュー調査によると、すべての STC の講師が補講を行ったり、実地訓練に時間を延ばすなど通常の訓練とは違う方法や特別な配慮を行っていたことが確認された。例えば、メンタル面でのサポート職員の配置（ATC）、車いすの扱い方、精神障害者への扱い方の習得（Gisenyi）、手話通訳の配置（ETEFOP）等。
	2-3 95%の障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の技能訓練生が訓練課程の内容に満足する	<u>おおむね達成</u> ・2011 年、2012 年の修了生に対する技能訓練の満足度調査の結果、回答のあった 837 人中 798 人（95.3%）が満足と回答し（有効回答率 67.2%）、目標値を上回った。（2013 年修了生に対する満足度調査は実施していないが、事後評価時の各 STC 講師へのインタビューからも生徒の不満は確認されなかった。）よって、おおむね達成と判断できる。
成果 3	3-1 85%の技能訓練生が組合を結成・参加する	<u>達成</u> ・92.3%（1,545 人中 1,414 人）が組合を組成、または既存の組合に参加しており（有効回答率 100%）、目標値を上回った。合計 473 組合が作られた。
	3-2 85%の技能訓練修了生が卒業後 6 か月の間にスターターキットを活用する	<u>おおむね達成</u> ・2011 年、2012 年の修了生に対するフォローアップ調査によると、回答者 900 人に対し 840 人（93.3%）が「活用している」と回答し（有効回答率 72.2%）、目標値を上回った。2013 年修了生に対するフォローアップ調査は実施していないが、2011 年および 2012

		年の活用率を考慮し、おおむね達成と判断できる。
	3-3 訓練修了後 6 か月の時点で 70% の技能訓練修了生が本事業によって受けた就労支援サービスに満足している。	<u>おおむね達成</u> ・2011 年、2012 年の修了生に対するフォローアップ調査によると、回答者 886 人中 833 人 (94.0%) が満足していると回答し (有効回答率 71.1%)、目標値を上回った。(2013 年度修了生に対する満足度調査は実施していないが、事後評価時の各 STC 講師へのインタビューからも生徒の不満がでていなかった。) よって、おおむね達成と判断できる。
成果 4	4-1 関連機関との定期的な協力や会合が開催される体制が構築される	<u>達成</u> ・不定期であるものの、関連機関 (RDRC、MINALOC、WDA、各 STC、NCPD、NUDOR) の協力や会合が開催される体制が構築された。 ・関係機関を集めた合同調整会合 (半年毎)、技術ワーキング委員会 (年 4 回) を実施。
	4-2 プロジェクトの経験及び教訓が関連機関と共有される	<u>達成</u> ・ニュースレターの発行や上記会合での情報共有により関係者間の理解が深まった。 ・本事業の経験・教訓をマニュアルとして取り纏め関係機関に手交した。
	4-3 障害を持つ元戦闘員及び一般障害者の社会参加の促進を目的に、関連機関が独自でコミュニケーションを取る頻度が増加する	<u>おおむね達成</u> ・STC によっては視覚障害のための講師や手話通訳を手配するなど、関係機関とコミュニケーションをとるようになった。 ・NCPD が障害者関連団体を集めた会合を 2 か月に 1 回の頻度で開催し、障害分野の活動の情報共有を行うようになった。 ・STC のさまざまな行事に州に配置された RDRC の社会復帰行政官が参加するようになった。

(出所) 終了時評価報告書、JICA 提供資料、事後評価時の関連機関へのインタビュー結果

別添 2: 本事業による訓練修了生数（実施年別）

	STC	訓練者数			
		2011	2012	2013	合計
1	ニャンザ職業訓練センター (VTC Nyanza)	0	80	0	80
2	アミゼロ職業訓練センター (ATC)	82	84	60	226
3	ルワブイエ職業訓練センター (VTC Rwabuye)	71	77	60	208
4	キバリ職業訓練センター (VTC Kibali)	99	77	0	176
5	ルワンダ盲連合 (RUB)	15	15	0	30
6	GAKO 有機農業研修センター (GAKO OFTC)	160	80	0	240
7	ルワンダ市民障害者協会 (AGHR)	54	56	0	110
8	ルベンゲラ職業訓練センター (VTC Rubengera)	39	40	40	119
9	ギセニ職業訓練センター (VTC Gisenyi)	90	0	60	150
10	職業技術訓練校ルヘンゲリ (ETEFOP Ruhengeri)	0	52	80	132
11	統合ポリテクニク技術センター (IPRC)	0	74	0	74
	合計	610	635	300	1,545

(出所) 終了時評価報告書、事後評価時の各 STC への聞き取り調査結果



別添3：対象職業技能センター（STC）の訓練技能と訓練生総数（元戦闘員/一般別）

	STC	属性・ 所轄官庁	州	技能職種	障害を持つ 元戦闘員		一般 障害者	訓練 生の 累計 (201 1～ 2013 年)
					認定 障害者	非認定 障害者		
1	ニャンザ職業訓練 センター (VTC Nyanza)	WDA	南部	洋裁、配管工事、大工、 建設、溶接、シルクスク リーン	15	61	150	226
2	アミゼロ職業訓練セン ター (ATC)	非政府系教 育団体	東部	洋裁、配管工事、大工、 建設、溶接	6	5	69	80
3	ルワブイエ職業訓練セン ター (VTC Rwabuye)	WDA	南部	洋裁、配管工事、大工、 建設、溶接	20	64	124	208
4	キバリ職業訓練センタ ー (VTC Kibali)	WDA	北部	洋裁、溶接、料理、車両 整備	54	52	70	176
5	ルワンダ盲連合 (RUB)	障害当事者 団体	キガリ 市	農業、視覚障害者のため のライフスキル	6	0	24	30
6	GAKO 有機農業研修セ ンター (GAKO OFTC)	非政府系教 育団体	キガリ 市	農業	36	52	152	240
7	ルワンダ市民障害者協 会 (AGHR)	障害当事者 団体	キガリ 市	洋裁、電気	56	11	43	110
8	ルベンゲラ職業訓練セ ンター (VTC Rubengera)	WDA	西部	洋裁、料理	28	30	61	119
9	ギセニ職業訓練センタ ー (VTC Gisenyi)	WDA	西部	洋裁、電気、排水管工事、 溶接、コンピューター	48	17	85	150
10	職業技術訓練校ルヘン ゲリ (ETEFOP Ruhengeri)	非政府系教 育団体	北部	洋裁、大工、車両整備、 溶接	20	26	86	132
11	総合ポリテクニック技 術センター (IPRC)	WDA	キガリ 市	車両整備、排水管工事、 溶接	7	34	33	74
<b>合計</b>					<b>296</b>	<b>352</b>	<b>898</b>	<b>1,545</b>

(出所) 終了時評価報告書、事後評価時の各 STC への聞き取り調査結果

有識者による詳細分析について

本事後評価実施にあたっては、外部評価者による DAC 評価 5 項目に沿った事後評価に加え、より専門的・多様な視点が反映されるよう有識者に意見を求めた。有識者は外部評価者が選定し、日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所の新領域研究センター・上席主任調査研究員の武内進一氏からの協力を得た。

武内氏は、アフリカ研究（中部アフリカフランス語圏諸国）、国際関係論を専門としており、ルワンダにおける紛争や平和構築について長年の研究実績を有するため、その専門性・経験を生かした観点からの分析を依頼した。

具体的には、2016 年度外部事後評価の対象である対ルワンダ技術協力プロジェクト「障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」（2011 年～2014 年）の訓練受講者及び関係者へのインタビュー調査を行った。分析の目的は、定型化されたプロジェクト評価の方法論に依拠することなく、本事業が紛争後ルワンダの国家建設において持った意味を考察することである。本分析では、1990 年～1994 年の内戦後にルワンダが取り組んできた国家建設の過程を踏まえ、本事業の特徴や同国の平和構築へのインパクトを検証した。

分析結果を本評価報告書末尾に添付する。

詳細分析ペーパー「ルワンダの平和構築における障害を持つ除隊兵士及び一般障害者に対する職業訓練の影響について」

武内進一

本事業は、障害を持つ除隊兵士および一般の障害者に職業訓練を与え、社会復帰を支援するという内容で、平和構築を目的とするものと位置づけられる。ただし、平和構築はそもそも複合的な領域であり、本プロジェクトも障害者支援、そして就労支援という社会統合の性格を併せ持っている。ただし、平和構築のプロジェクトにおいてそのような貢献を測ることは容易ではない。特に、ルワンダにおける平和構築支援の評価は難しい。1994年に内戦が終結して以来武力紛争は再発していないものの、政権の権威主義的傾向や旧 RPA 幹部が強い政治力を持つ権力構造に変化はない。国全体で見ると、国際的ドナーによる強力な支援を受けた動員解除や社会復帰がルワンダの持続的平和の構築に寄与したのか、議論の余地がある。

本事業の評価に際しては、障害者支援や雇用支援に関わる要素を考慮したうえで平和構築への影響を検討する必要がある。2005～2008年に実施された第1フェーズと比べると、本事業（第2フェーズ）では障害者支援により強い力点が置かれている。第1フェーズの対象者が除隊兵士に限定されていたのに対し、第2フェーズでは一般障害者も支援対象に含められた。もしDDR（武装解除・動員解除・社会復帰）やSSR（治安部門改革）事業の実施に力点を置いて平和構築を捉えるなら、この変化はそこからの逸脱と理解されるかも知れない。しかし、この変化は平和構築の観点から積極的に評価されるべきと考える。

『ブラヒミ報告』<sup>32</sup>以降一般的に受容される平和構築概念の要諦は、単なる武力紛争の不在ではなく、永続的な平和を可能にする国家社会関係に資する取り組みということである。ルワンダが動員解除に積極的に取り組み、兵員数を大幅に減らしたにもかかわらず、平和構築の観点からその取り組みに疑問が呈されるのは、政権の権威主義的性格に変化がなく、国家に対する潜在的な不満がいつ、どのような形で噴出するかわからないという「アラブの春」のようなリスクを依然として抱えているからである。軍を中心とする政治権力のあり方が問われていることになる。

こうした観点から見て、第2フェーズで一般障害者に対象を拡大したことは積極的に評価できる。プロジェクトの受益者を元兵士に限定せず一般障害者を加えたことで、本プロジェクトは社会的脆弱者層への政策的取り組みを促した。軍中心の政治権力構造といわれるルワンダで、除隊兵士と一般障害者を区別なく支援するプロジェクトをRDRCが率先して実施したことの意味は大きい。軍を優先するのではなく、社会的脆弱者層を一括して支援した経験は、社会政策として国家社会関係の安定化に資するだけでなく、政策担当者のマインドセットに変化をもたらした可能性もある。総じて、「人間の安全保障」を掲げる日本が推進するに相応しいプロジェクトであったと言える。本プロジェクトは平和構築分

<sup>32</sup> 国連に設置された国連平和活動検討パネルにより2000年に作成された報告書。国連による平和維持活動（PKO活動）の見直しを行い、今後PKO活動のあり方について具体的な提言を行った。パネルの議長であったアルジェリアの元外相ブラヒミ氏にちなんで「ブラヒミ報告」と呼ばれている。

野で日本が実施した初期の事業の一つであり、その経験を検証、記録し、今後に活かすことが望まれる。